

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

- コンセッション事業（公共施設等運営事業）の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずる。

法案の必要性

○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

- ・コンセッション方式については、地域における民間の事業機会の創出や公的部門の効率化のため、今後劇的に拡大させていくことが重要。

- ・平成28年度末までの3年間を集中強化期間。コンセッション事業者への公務員の派遣等について、所要の措置。

○仙台空港（平成27年9月基本協定締結、12月公共施設等運営権設定予定）等において、専門的ノウハウ等を有する公務員を事業初期段階に派遣することについて、民間から強いニーズが存在。

制度の概要

- (1) 対象法人：コンセッション事業者（公共施設等運営権者）
- (2) 対象職員：国家公務員又は地方公務員
- (3) 手続：

- ①コンセッション事業者は、派遣される公務員の業務内容及び期間等を含めて、公共施設等運営権実施契約を締結
- ②任命権者の要請に応じて職員が退職し、対象法人の業務に従事（退職派遣）

- (4) 職員の処遇：

退職派遣期間終了後は公務員に復帰することを前提とし、退職手当について退職派遣期間を100%通算

○施行期日：公布の日から3月以内

〔コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式。〕